

平成 28 年 6 月 29 日  
自 動 車 局

## 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第 3 条に基づき、下記の地域を 7 月 1 日（金）付けで特定地域として指定しますので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. 指定する地域

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 5 条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」（埼玉）、「宇都宮交通圏」、北陸信越運輸局長が定める営業区域の「富山交通圏」、九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」

#### 2. 指定する期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで  
（平成 28 年 7 月 1 日の官報告示による）

#### 【問い合わせ先】

（代表）03-5253-8111

国土交通省自動車局旅客課 古曳・佐々木（内線 41202、41242）

（直通）03-5253-8569 （FAX）03-5253-1636